

入 札 公 告

郵送 条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に基づき公告する。

令和7年4月10日

酒田市長 矢 口 明 子

記

1. 入札に付する事項

- (1) 物品の名称 除雪ドーザ(8t級・マルチプラウ)の購入
- (2) 数 量 4台
- (3) 仕 様 等 別添仕様書等による
- (4) 納入期限 令和8年3月31日
- (5) 納入場所 酒田市浜松町地内土木課防災保安施設
- (6) 入札方法 総価により行う
- 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）及び自動車損害賠償責任保険料を加算した金額をもって落札価格とする。

2. 入札参加者の資格

- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (1)の説明⇒法的な禁止措置を受けていないものをいう。
- (2) 酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2)の説明⇒入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日）から入札日までの期間中のいずれの日においても指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 本告示日から入札参加資格確認申請書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）参照）
- (4) 本告示日の前日までに、酒田市契約規則（平成17年11月1日規則第58号。）第27条第3項に規定する令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿において、【物品】の【業種No.16(車輛・重機)・細目No.4（除雪機器）】に登録されていること。
- (4)の説明⇒令和7・8年度酒田市競争入札(見積)参加資格審査申請書を提出する際に、希望する業種に上記の業種を希望し、その内容が、本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に登録されていることをいう。
- (5) 酒田市内に本社又は営業所等を有すること。ただし、営業所等に関しては本社より入札に係る権限の委任を受けていること。
- (5)の説明⇒本社に関しては、酒田市内に本社を有することが、営業所等に関しては、本社より入札に係る権限の委任が書面による委任状によってなされ、その内容が、この本告示日の前日までに令和7・8年度の指名競争入札参加者登録簿に登録されていることをいう。

3. 入札参加資格確認申請

- ①入札に参加を希望する者は、申請書類を下記のとおり郵送し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない（**FAX不可**）。
- ②返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼る）を同封すること。
- ③ただし、市内に本社・営業所等を有する者に限り、申請場所への持参を可とする。
- ④入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。
- (1) 申請期間 令和7年4月10日（木）から 令和7年4月18日（金）正午まで（必着）
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、申請最終日は正午まで。）
- (2) 申請場所 酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708）
- (3) 申請書及び添付書類 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1号）
② 同上申請書の写し（受領証用）
③ 同等品で応札する場合は「同等品協議書」の写し
※ 令和7年4月17日(木)正午 まで発注担当部に「同等品協議書」及び現物等を提出し、確認を受けてください。費用は申請者の負担とする。
⇒ 資格確認結果は、令和7年4月21日（月）までに通知します。申請したにもかかわらず万一通知が届かない場合は令和7年4月22日（火）正午までに連絡ください。

- | | |
|------------|--|
| (1) 入札の無効 | 入札に参加する者に必要資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他酒田市契約規則第17条の規定に該当する入札は無効とする。 |
| (2) 申請書類等 | 本入札は、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」に基づき実施する。条件付き一般競争入札についての関係書式「入札参加資格確認申請書」、「入札書」、「委任状」、「質問書」等は、酒田市のホームページからダウンロードするものとする。 |
| (3) 契約書作成 | この契約においては、契約書の作成を必要とする。 |
| (4) 本契約の議決 | 本件は、酒田市契約及び財産に関する条例（平成17年11月1日条例第65号）の規定により、 市議会の議決に付さなければならない買入れであるため、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。 ただし、本件の落札決定後、市議会の議決を得るまでの間に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。 |
| (5) 入札の説明 | 入札の説明については「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」「入札条件」「郵送入札実施要領」によるものとする。 （必ず熟読すること。）
条件付き一般競争入札についての「入札参加資格確認申請書」、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」、郵送入札についての「郵送入札実施要領」は、酒田市のホームページに掲載されています。 |
| (6) 担当部局等 | <p>① 契約に関する事務を担当する部局
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話0234-26-5708）
（FAX0234-26-5738）</p> <p>② 仕様書に関する事務を担当する部局
酒田市建設部土木課（市役所5階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話0234-26-5743）
（FAX0234-26-7364）</p> |